

平成28年6月10日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

平成28年6月10日、午前9時30分久留米市農業委員会総会を久留米シティプラザに召集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	青柳 一男 委員		24番	藤原 昇一 委員	
2番	飯田三津雄 委員		25番	横溝 哲夫 委員	
3番	笠 幸夫 委員		26番	石井 孝雄 委員	
4番	城戸 新 委員		27番	高山 憲行 委員	
5番	古賀 誠一 委員		28番	柳 壽祥 委員	
6番	田中 祥晃 委員		29番	土師 哲夫 委員	
8番	安徳 高輔 委員		30番	田中 弥生 委員	
9番	深川 嘉穂 委員		31番	日比生和雄 委員	
10番	諸藤 澄夫 委員		32番	権藤 年明 委員	
11番	山口 好秀 委員		33番	野村 邦昭 委員	
12番	一木 英司 委員		34番	久佐木利光 委員	
13番	森崎 巨樹 委員	欠席	35番	猪口 峯子 委員	
14番	緒方 義範 委員	欠席	36番	菰田 盛行 委員	
15番	池田 三喜 委員		7番	吉富 巧 委員	欠席
16番	田中 正満 委員		37番	松延 洋一 委員	
17番	豊福 茂敏 委員		38番	納戸 勝浩 委員	
18番	野村 泰徳 委員		39番	佐藤 豊 委員	
19番	原 一夫 委員		40番	市川 範子 委員	
20番	青木美千子 委員		41番	合戸 利弘 委員	
21番	吉岡 正博 委員		42番	末松 活幸 委員	
22番	北川 玲子 委員		43番	中島 邦博 委員	
23番	古賀 義近 委員		44番	廣重 孝 委員	

事務局の出席者は10名である。

議長 それでは、早速6月の農業委員会総会を始めてまいります。よろしくお願いいたします。
それでは、「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 皆さん、おはようございます。
それでは、総会議案の1ページをお願いいたします。
「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」
農地の所有権移転、使用貸借権設定の許可申請書が提出されたので付議いたします。
所有権移転、第1選挙区、1番から2ページ3番までの3件です。
2ページをお願いいたします。
第3選挙区、4番から3ページ6番までの3件です。
第4選挙区、7番から11番までの5件です。
4ページをお願いいたします。
第6選挙区、12番、1件です。
第7選挙区、13番、14番、2件です。
続きまして、使用貸借権設定、第2選挙区、15番、1件です。
5ページをお願いいたします。
第3選挙区、16番、1件です。
以上、1番から16番までの全ての申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について、地域審査会及び東西審査会において、審査表を配付し、説明を行っておりましたが、不許可相当に該当しない案件であり、審査基準に適合していることを御報告いたします。
以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議長 ないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。

「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」、賛成の方は挙手を
お願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案は可決されました。
続きまして、「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題
といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 総会議案の6ページをお願いいたします。

「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について」
農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

第1選挙区、1番、1件です。

1番、申請地、上津町、田、926㎡、申請理由、申請地を貸露天資材置場として利
用するものです。

第2選挙区、2番、1件です。

2番、申請地、安武町住吉、田、378㎡、申請理由、申請地を貸露天駐車場として
利用するものです。

第3選挙区、3番、1件です。

3番、申請地、善導寺町与田、田、24㎡、申請理由、申請地を農家住宅の敷地とし
て拡張するものです。

7ページをお願いいたします。

第5選挙区、4番、1件です。

4番、申請地、北野町高良、田、127㎡、申請理由、申請地を自己用住宅の敷地と
して拡張するものです。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、地元副会長から現地調査報告を受けたいと
思います。
審議番号1番は第1選挙区の案件でございますので、古賀副会長から報告を受けたい
と思います。あとは、順次、選挙区ごとに報告をお願いいたします。

古賀副会長 それでは審議番号1番について御説明いたします。地図ナンバーは1番。申請地は、明星中学校から南西へ約250mのところのところに位置します。転用目的は、申請地を貸露天資材置場として利用するものです。農地区分については、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であり、おおむね500m以内に明星中学校と明星保育園がありますので、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内に溜桝を新設して、北側市道の側溝へ放流いたします。

汚水生活雑排水は、発生いたしません。

被害防除につきましては、新設及び既存コンクリートブロックにより土砂の流出を防ぎます。

水利関係承諾書につきましては、地元水利組合長より承諾を得ております。

第1選挙区の案件についての概要は以上となります。また、この案件について、現地調査を行い西部審査会で報告を行っております。

以上です。

諸藤副会長 続きまして、審議番号2番について説明いたします。地図ナンバーは2番です。申請地は安武小学校から南へ約450mのところのところに位置しています。転用目的は、貸露天駐車場として利用するものです。農地区分については、おおむね500m以内に安武小学校及び安武保育園がある農地であり、北側及び西側に接する道路に水道、下水道管が埋設されているため、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下により北側及び西側道路側溝へ放流されます。

汚水生活雑排水は発生いたしません。

被害防除につきましては、既存のコンクリートブロックにより、防除する計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、筑後川土地改良区より承諾を得ております。

第2選挙区の案件についての概要は以上となっております。また、こちらの案件について現地調査を行い、西部審査会へ報告を行っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

野村副会長 審議番号3番、地図ナンバーも3番です。申請地は、善導寺小学校から北西へ200m、善導寺保育園より南西に450mところに位置しています。転用目的は、申請地

を農家住宅の敷地として拡張するものであります。農地区分については、市街化が見込まれる区域として、市街地に隣接する区域内にあり、おおむね10ha未満規模の農地の区域内である第2種農地と判断しております。

雨水排水については、自然流下と既存溜柵を経由し、北側道路側溝へ放流されます。汚水生活雑排水については、市下水道へ接続されます。

被害防除については、既存のコンクリートブロックにより防除する計画となっております。

水利関係承諾書については、地元自治会長より承諾を得ております。申請地は既に、農業用倉庫が建築されており、土地所有者による始末書の添付があります。

第3選挙区の案件についての概要は以上となります。また、これらの案件について、現地調査を行い、東部審査会へ報告をおこなっております。

以上です。

日比生副会長 続きます、審議番号4番について説明いたします。地図も4番でございます。申請地は、北野総合支所より南西に1,100mのところでございます。転用の目的は、敷地拡張をして居宅及び車庫を建築するものでございます。農地区分につきましては、500m以内に、小学校、幼稚園がございまして、北側に接する道路には、水道、下水道管が埋設されているために、第3種農地と判断いたしております。

雨水排水につきましては、溜柵を設置いたしまして、北側の既設水路へ放流されます。

汚水生活雑排水は、市下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックにより防除する計画でございます。

水利関係承諾書につきましては、地元の自治会長及び床島堰土地改良区より承諾を得ております。申請地は既に造成が行われていたために、土地の所有者より始末書の添付があります。

第4選挙区の案件につきましては、概要は以上でございます。また、この案件につきましては、現地調査を行い東部審査会への報告を行っております。

以上でございます。

議長 以上で、地元副会長からの報告が終わりました。今回より東西審査会が行われておりますので、東西の審査会による審査結果について、事務局より報告を受けたいと思います。

事務局 事務局から東西審査会の結果について御報告をいたします。
第2号議案の全て案件につきまして、東西審査会にて御審査をいただきましたけれども、特に指摘すべき事項はないというふうに確認をいただいております。
以上でございます。

議長 それでは、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。全員挙手により第2号議案は可決されました。よって、県へ送付いたします。
続きまして、「第3号議案 農地転用計画変更承認申請について」でございますが、次の「第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」と関連のある案件でございますので、一括して議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 総会議案の8ページをお願いいたします。
「第3号議案 農地転用計画変更承認申請について」
農地転用計画変更承認申請書が提出されたので付議いたします。
第4選挙区、1番、1件です。
申請理由、事業者が変更となるものです。第4号議案、7番と関連となります。そのため、9ページの第4号議案を続けて御説明させていただきます。
9ページをお願いいたします。
「第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」
農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。
第3選挙区、1番、1件です。

1番、申請地、草野町草野、畑、380㎡。申請理由、申請地を取得し、露天駐車場として利用するものです。農地区分は第1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

第4選挙区、2番から10ページ7番までの6件です。なお、第4選挙区の7番は3号議案の1番と関連となっております。

2番、申請地、田主丸町田主丸、田、3筆合計1,537㎡。申請理由、申請地を借り受けて貸店舗を建築するものです。

3番、申請地、田主丸町船越、田、57㎡。申請理由、申請地を取得し自己用住宅を建築するものです。農地区分は第1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

4番、申請地、田主丸町船越、田、297㎡。申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。農地区分は第1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

10ページをお願いいたします。

5番、申請地、田主丸町船越、田、297㎡。申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。農地区分は第1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

6番、申請地、田主丸町船越、田、109㎡。申請理由、申請地を取得し、進入路として利用するものです。農地区分は第1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

7番、申請地、田主丸町田主丸、田、290㎡。申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

第7選挙区、8番、9番、2件です。

8番、申請地、三潞町西牟田、畑、319㎡。申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

9番、申請地、三潞町早津崎、田、387㎡。申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。農地区分は第1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

以上で、説明を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりましたので、地元副会長から現地調査報告をお願いしたいと思います。第3号議案の報告は、第4号議案の中であわせてお願いをいたします。

す。

それでは、第4号議案の1番は、第3選挙区の案件でございますので野村副会長から、報告を受けます。あとは順次選挙区ごとに報告をお願いいたします。

野村副会長 説明いたします。審議番号1番、地図ナンバーは5番です。申請地は草野小学校より北東へ400m、草野駅から南西に800mのところのところに位置しています。転用目的は、申請地を取得し、露天駐車場として利用するものです。農地区分については、おおむね、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地ですが、転用目的が露天駐車場であり、農業の振興に資する施設として不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水については、施設内に新設する浸透式溜桝により地下へ浸透させる計画となっております。

被害防除につきましては、周囲に新設擁壁により防除する計画となっております。

水利関係承諾書については、地元自治会長より承諾を得ております。

意見書については、耳納山麓土地改良区より承諾を得ております。

第3選挙区の案件についての概要は以上となります。また、これらの案件について、現地調査を行い、東部審査会へ報告をおこなっております。

以上です。

柳 副会長 第4選挙区から報告いたします。審議番号2番について説明いたします。地図ナンバーは7番です。申請地はJR田主丸駅から南へ約260m、田主丸総合支所から西へ700mのところのところに位置します。転用目的は、申請地を貸借し、貸店舗の建設をするものです。農地区分については、300m以内にJR田主丸駅があるため、第3種農地と判断しております。

雨水排水については、溜桝を通し、南側、北側の新設側溝へ放流されます。

汚水生活雑排水は、北側の公共下水道管へ接続されます。

被害防除については、東側と西側にL型擁壁、南側にコンクリートブロックにて防除する計画となっております。

水利関係承諾書については、地元行政区及び大石堰土地改良区より承諾を得ております。

続きまして、審議番号3番から5番について審議内容が重複するため、一括して説明いたします。地図ナンバーは8番から10番です。各申請地は田主丸総合支所から、

東へ2,700mのところ position します。転用目的は、それぞれ、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。農地区分については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地ですが、転用目的は、それぞれ自己用住宅であり、農業の振興に資する施設として、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水については、新設溜柵を通して、それぞれ西側の新設側溝へ放流されます。汚水生活雑排水は、それぞれ合併浄化槽を通して、西側の新設側溝へ放流されます。被害防除については、それぞれ新規のコンクリートブロックにより防除する計画となっております。

水利関係承諾書については、それぞれ、地元行政区及び大石堰土地改良区より承諾を得ております。

審議番号6番について説明いたします。地図ナンバーは11番です。申請地は田主丸総合支所から東へ2,700mのところ position します。転用目的は、申請地を取得し、進入路を設置するものです。農地区分については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地ですが、転用目的が住宅に入るための進入路であり、農業の振興に資する施設として、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水については、自然流下にて東側の新設側溝へ放流されます。

汚水生活雑排水は、ありません。

被害防除については、問題ありません。

水利関係承諾書については、地元行政区及び大石堰土地改良区より承諾を得ております。

審議番号7番及び第3号議案、審議番号1番について説明いたします。地図ナンバーは12番となっております。申請地はJR田主丸駅から南へ約160m、田主丸総合支所から南へ500mのところ position します。農地区分については300m以内にJR田主丸駅があるため、第3種農地と判断しております。

この申請については、自己用住宅を建築する計画で昭和56年12月21日に農地法第5条の規定による転用許可を受けておりましたが、その後、家族の都合と自営業の経営上の資金面で住宅建設が困難となり、計画が中断されておりました。今回、第三者が新たに自己用住宅を建築する計画になったため、事業計画の変更と、新たな事業計画の申請を行うものです。

雨水排水については、溜柵を通し、東側の既存側溝へ放流されます。

汚水生活雑排水は、東側の公共下水管へ接続されます。

被害防除については、西側の既存石積みにより防除する計画となっております。

水利関係承諾書については、地元行政区より承諾を得ております。

第4選挙区の案件についての概要は以上となります。また、これらの案件について、現地調査を行い東部審査会へ報告を行っております。

以上です。

廣重副会長 それでは、第7選挙区の2件について説明をいたします。審議番号8番、地図ナンバーは13番になります。申請地は西牟田小学校から南へ約100mのところになります。転用目的は、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。農地区分については、都市計画法に規定する用途地域内にある農地でありますので、第3種農地と判断しております。

また、雨水排水については、自然流下と新設溜桝及び南側側溝へ放流されます。

また、汚水生活雑排水は、合併浄化槽を設置し、北側水路へ放流されます。

被害防除につきましては、既存のコンクリートブロックにより防除する計画となっております。

水利関係承諾書については、西牟田土地改良区より承諾を得ております。

続きまして、審議番号9番について説明をいたします。地図ナンバーは14番です。

申請地は、西鉄大善寺駅から南東へ約700mのところになります。転用目的は、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の区域内にある農地であり、第1種農地ですが、転用目的が住宅であり、農業の振興に資する施設として、不許可の例外規定に該当するものです。

雨水排水については、自然流下と新設溜桝及び北側側溝へ放流されます。

また、汚水生活雑排水は、合併浄化槽を設置し、北側水路へ放流されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックにより防除する計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、筑後川土地改良区より承諾を得ております。

第7選挙区の案件についての概要は以上となります。これらの案件については、現地調査を行い西部審査会へ報告を行っております。

以上です。

議 長 以上で地元の副会長からの報告が終わりました。
続きまして、東西審査会による審査結果について、事務局より報告を受けたいと思います。

事務局 それでは、東西審査会の結果について御報告いたします。
第3号議案及び第4号議案の全ての案件につきまして、東西審査会にて御審査をいただきましたところ、特に指摘する事項はないと確認をいただいております。
以上です。

議 長 報告は終わりました。ただいまから、質疑に入ります。質疑のある方はお願いいたします。

「なしの声」

議 長 ないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。なお、採決に当たりましては、第3号議案、第4号議案に分けて採決いたします。
それでは、「第3号議案 農地転用計画変更承認申請について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案は可決されました。よって、県へ送付いたします。
続きまして、「第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案は可決されました。よって、県へ送付いたします。
続きまして、「第5号議案 非農地証明について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 総会議案の11ページをお願いいたします。

「第5号議案 非農地証明について」

非農地証明願いが提出されたので付議いたします。

第4選挙区、1番の1件です。

申請地、田主丸町石垣、畑、2筆合計87㎡、現況、宅地、建築物等の敷地として相当なものであり、かつ、建築後20年以上経過しているものでございます。

以上で、説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。

「第5号議案 非農地証明について」賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第5号議案は可決されました。続きまして、「第6号議案 農地移動適正化あっせん事業の相手方の選定及びあっせん委員の指名について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 12ページをお願いします。

「第6号議案 農地移動適正化あっせん事業の相手方の選定及びあっせん委員の指名について」

あっせん申出書の提出があったので付議いたします。

第2選挙区、審議番号1番の1件です。

1番、申出人、小郡市八坂、****、所有者からの申し出です。

対象土地、安武町武島、田、1,202㎡、安武町住吉、田、2筆、3,973㎡、安武町安武本、田、2,242㎡、4筆合計7,417㎡。あっせん委員は、諸藤澄夫委員、深川嘉穂

委員です。

第5選挙区、審議番号2番から13ページ6番までの5件です。

2番、申出人、北野町金島、****、名簿登録者からの申し出です。対象土地、北野町金島、田、3筆合計4,074㎡です。あっせん委員は、日比生和雄委員、久佐木利光委員です。

3番、申出人、北野町大城、****、名簿登録者からの申し出です。対象土地は北野町大城、田、2筆合計3,831㎡。あっせん委員は、日比生和雄委員、久佐木利光委員です。

13ページをお願いします。

4番、申出人、北野町大城、****、名簿登録者からの申し出です。対象土地は北野町金島、田、3,037㎡。あっせん委員は、日比生和雄委員、久佐木利光委員です。

5番、申出人、北野町中川、****、名簿登録者からの申し出です。対象土地は北野町中川、田、2,814㎡。あっせん委員は、久佐木利光委員、吉富巧委員です。

6番、申出人、北野町石崎、****、名簿登録者からの申し出です。対象土地は北野町今山、田、6,598㎡。あっせん委員は、野村邦昭委員、菰田盛行委員です。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第6号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第6号議案は可決されました。続きまして、「第7号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 14ページをお願いします。

「第7号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」
農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より、久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたので付議します。

1番、所有権移転9件、2番、利用権設定（通年作）1,133件。

15ページをお願いします。

1、所有権移転、第2選挙区、審議番号1番から4番までの4件です。

1番、大善寺宮本、田、4筆合計3,082㎡、推進機構への売り渡しです。

2番、荒木町荒木、田、3,219㎡、推進機構への売り渡しです。

3番、荒木町荒木、田、2筆合計4,895㎡、推進機構への売り渡しです。

4番、安武町安武本、田、2筆合計2,979㎡、推進機構への売り渡しです。

16ページをお願いします。

第3選挙区、審議番号5番の1件です。

5番、山本町豊田、畑、4筆合計2,275㎡、推進機構への売り渡しです。

第4選挙区、審議番号6番の1件です。

6番、田主丸町益生田、田、6筆合計4,146.26㎡、推進機構への売り渡しです。

第5選挙区、審議番号7番の1件です。

7番、北野町陣屋、田、3,384㎡、推進機構への売り渡しです。

17ページをお願いします。

第6選挙区、審議番号8番の1件です。

8番、城島町浮島、田、1,101㎡、推進機構への売り渡しです。

第7選挙区、審議番号9番の1件です。

9番、三潴町原田、田、3筆合計4,691㎡、推進機構への売り渡しです。

18ページをお願いします。

2、利用権設定（通年作）、こちらにつきましては、総計のみ読み上げさせていただきます。

総計、契約年数、3年未満、64件、158筆、23万1,878㎡。契約年数3年以上6年未満、551件、1,255筆、184万5,247.54㎡。契約年数、6年以上10年未満、316件、822筆、125万873.58㎡。契約年数、10年以上、202件、642筆、86万4,517.73㎡。合計、1,133件、2,877筆、419万2,516.85㎡。以上、所有権移転、9件及び利用権設定、1,133件の計画につきましては、経営面積や従事日数など、農業経営基盤促進

強化法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。
以上です。

議 長 説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第7号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第7号議案は可決されました。よって、久留米市長宛て通知いたします。
続きまして、「第8号議案 久留米市農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 19ページをお願いします。

「第8号議案 久留米市農業振興地域整備計画の変更について」

久留米市長より、久留米市農業振興地域整備計画の変更について意見を求められたので付議いたします。

1、変更内容、施設等の種類、名称、久留米・うきは工業団地（仮称）造成事業に伴うものです。

申請者（転用者）につきましては、福岡県企業局となっております。

地権者、申請地、土地改良事業の実施状況につきましては、第8号議案別紙にて、一覧表をつけておりますので、そちらをご覧ください。

全体面積といたしまして、141筆、18万4,971㎡となっております。なお、位置図は、地図ナンバー16番及び17番に添付しております。

2、意見（案）、本計画の変更（案）については、農業委員会としては、周辺の農業生産に特別な支障はないと思われま

以上です。

議 長 以上で、事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
質疑、ございませんか。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第8号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第8号議案は可決されました。よって、久留米市長宛て通知いたします。
続きまして、「第9号議案 久留米市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領の一部改正について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 20ページをお願いします。

「第9号議案 久留米市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領の一部改正について」

久留米市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領の一部を改正したいので付議いたします。

久留米市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領（平成23年8月17日制定）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「毎年8月から11月」を「毎年7月及び8月」に改める。附則、この規定は、平成28年6月10日から施行する。

内容につきましては、21ページの新旧対照表をごらんください。

中ほど、第2条のなお書き以降になります。

「毎年8月から11月を強化期間とする」とあるものを「毎年7月及び8月を強化期間とする」と改正するものです。

こちらにつきましては、遊休農地対象筆の確定を8月までに完了するように国より

通知がなされたため、それに対応するために変更するものです。また、こちらの詳しい実施方法等につきましては、総会終了後の報告事項の中で説明させていただきます。

以上です。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第9号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第9号議案は可決されました。以上をもちまして、議案の審議を終わります。続きまして、報告事項に入ります。

「報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について」

「報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の専決について」

「報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について」

「報告第4号 農地移動適正化あっせん事業について」

までを一括して議題といたします。

事務局の説明を省略いたします。

それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了します。したがって、報告第1号から報告第4号までの報告事項を終わります。

次に、お諮りいたします。本総会におきまして議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものつきましても、その処理を議長に委任されたいと思います。異議ございませんか。

「なしの声」

議 長 異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定いたしました。

ただいまから、議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、30番、田中弥生委員、4番、城戸新委員。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。